

# 住民税・所得税の 申告相談会場

お問い合わせ 市役所税務課(市民税係) ☎63-5110

申告書の提出は市・県民税の基礎資料となるほか、国民健康保険税等の算定資料にもなります。また申告がないと所得証明等を出すことができない場合がありますので、期間内申告をされるようお願いいたします。

## ◆ 申告時の注意点

- ・医療費控除を受けられる方へ  
医療費の明細書が必要です。医療を受けた人別に、受けた医療機関別で、かかった治療費をまとめてください。所定の用紙は市役所の窓口にあります。
- ・住民税が給与天引きされている方で、給与以外の所得のある方へ  
給与以外の所得にかかる住民税をご自分で納付することもできます。ご希望の場合は申告の際にお申し出ください。

## ◆ 申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②源泉徴収票の原本(年金、給与) ※確定申告時に添付しますので、必要な方は事前にコピーしてお持ちください。
- ③控除を受けるための証明書等(医療費の領収書/生命保険料、地震保険料の証明書/国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付額証明書/国民年金の支払証明書)
- ④口座番号がわかる資料(所得税の還付申告をされる方)
- ⑤収支内訳書(農業、営業、小作等の事業所得のある方)

## ◆ 申告相談の日程

下記の会場・日程で申告相談を行います(土日を除く)。

常設申告相談会場 (受付 午前9時～正午/午後1時～4時)

地区	会場	相談受付期間
両津	佐渡島開発総合センター 2階 会議室	2月16日(水) ～3月15日(火)
相川	相川支所 2階 第1応接室	
国中	アミューズメント佐渡 1階 はまなすホール	

臨時申告相談会場 (受付 午前9時～正午/午後1時～4時)

地区	会場	相談受付期間
新穂	トキのむら元気館 1階 第2・3会議室	2月16日(水) ～2月22日(火)
畑野	畑野行政サービスセンター 3階 大会議室	2月23日(水) ～3月1日(火)
真野	真野行政サービスセンター 3階 大会議室	3月2日(水) ～3月8日(火)
金井	市役所本庁 会議室棟 1階 第2会議室	3月9日(水) ～3月15日(火)
赤泊	赤泊行政サービスセンター(赤泊総合文化会館) 2階 第2会議室	2月16日(水) ～2月23日(水)
小木	小木地区公民館 1階 第2会議室	2月24日(木) ～3月3日(木)
羽茂	羽茂支所 3階 第2会議室	3月4日(金) ～3月15日(火)

※臨時申告相談会場は、受付期間外の申告相談は行いません。(3月15日までの提出は可能です)

## 還付される税金がある場合の受取方法

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預貯金の種別および口座番号(ゆうちょ銀行の場合は、記号番号のみ)を正確に記入してください。

なお、振込先の預貯金口座はご本人名義のものに限ります。

## 確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、納税額のほかに加算税が賦課される場合があります。延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

1年間の所得金額と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行ってください。

## お問い合わせ

佐渡税務署 ☎74-3276

自動音声案内が流れますので、該当の番号を選択してください。

0 所得税・消費税・贈与税の確定申告のご相談や申告書類に関するお問い合わせ、または最高裁判決に基づく年金課税の取扱いの変更に関するお問い合わせ

1 (国税局電話センターへおつなぎします。)

2 その他の税金のご相談(国税局電話センターへおつなぎします。)

3 税務署からの照会やお尋ね、職員にご用の方(税務署の職員におつなぎします。)

※アミューズメント佐渡(佐渡中央文化会館)に、申告や納税等のお問い合わせをすることのないようお願いいたします。